住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下同じ。）等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、都道府県が適確な指導監督を行うよう努めることが重要である。

また、所得又は資産が少ないなど、地域での生活が困難となっている高齢者を対象に、空家の活用等による低廉な家賃の住まいの確保や、適切な生活支援体制の確保等にも留意することが重要である。

二　認知症施策の推進

今後増加することが見込まれる認知症である者に適切に対応するため、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組を進めることが重要である。具体的には、地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（以下「認知症ケアパス」という。）を確立し、どのように認知症である者を地域で支えていくかを地域住民に明示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めることが重要である。

また、認知症である者の増加が見込まれる中、民法（明治二十九年法律第八十九号）における成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の制度が果たす役割は、ますます大きくなっていく状況下にあり、弁護士、司法書士等の専門的な後見人等のほか、一般市民が担う後見人等（以下「市民後見人」という。）を育成・活用し、これを支援する体制の整備を進めることが重要となる。

なお、認知症施策のうち認知症初期集中支援チームの設置等の地域支援事業は、平成二十七年度以降順次実施することとされており、平成三十年度には全ての市町村で実施されることとなるため、地域の実情に応じて、必要な取組を進めることが重要である。

三　二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる二千二十五年（平成三十七年）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むことが重要である。

このため、第六期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、二千二十五年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、まずは第六期の位置付け及び第六期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取組を進めることが重要である。

四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

市町村は、介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に整備するとともに、地域包括支援センターの適切な運営を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築することが重要である。

その際には、地域の将来の姿を踏まえた「まちづくり」の一環として位置付けていくという視点を明確にしていくことも重要である。

このためには、市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職種や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術（ＩＣＴ）等の活用も図りつつ地域づくりに取り組むことが重要である。

なお、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくことが重要である。

五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要である。

このため、都道府県は、広域的な立場から、必要な介護人材の確保のため、二千二十五年（平成三十七年）を見据え、地域の関係者とともに総合的な取組を推進することが重要である。

その際には、学卒者や他業種からの新規参入促進の取組、潜在的有資格者等の復職・再就職支援、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、事業主による雇用環境改善の取組の促進・処遇改善等による環境改善を一体的に取り組むことが重要である。

また、地域において早期の適切な認知症の診断を行うため、かかりつけ医や病院従事者に対する認知症対応力の向上のための研修を実施し、これらの者に対して指導助言等を行う認知症サポート医の養成研修を行うことが重要である。

さらに地域支援事業を充実させるための地域の生活支援コーディネーターの養成を進めることが重要である。

この場合、市町村においても、都道府県と連携しながら、生活支援等の支え手となるボランティア、ＮＰＯの育成、市民後見人の育成、認知症サポーターの養成等、必要な施策に取り組むことが重要である。

また、今後、都道府県及び市町村において、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築に向けた計画等の立案、評価等に携わる人材の育成を行っていくことも重要である。

六　介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者の選択を基本としており、利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービス情報の公表制度は、利用者の選択を通じて介護保険のシステムが健全に機能するための基盤となるものである。

都道府県においては、介護サービス情報の公表制度が適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要である。

また、市町村においては、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者が、必要な報告の拒否等を行い、都道府県知事からその報告等を命ぜられたにもかかわらず、その命令に従わない場合、都道府県からの通知に基づいて、当該事業者の指定の取消し又は効力の停止等適切な対応を行うことが重要である。

今後は、地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センター及び配食や見守り等の生活支援・介護予防サービスの情報について、厚生労働省が運用している情報公表システムの活用も念頭に市町村が主体的に情報収集と情報発信に努めることが重要である。

また、利用者のサービスの選択の指標として、同時に、介護人材の確保に向けた取組の一環として、情報公表制度を活用し、介護従事者に関する情報の公表の推進に努めることが重要である。

七　介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、保険者及び都道府県におけるたゆまぬ努力が重要である。

都道府県は、第三期介護給付適正化計画に関する指針を踏まえ市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、都道府県介護給付適正化計画を策定するとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要である。